

Microsoft 包括ライセンス（EES）に係る要求仕様書

1 調達物件

Microsoft 社の教育機関向けライセンスプログラム
「Enrollment for Education Solutions (EES)」 一式
※プランは「Microsoft365 Education A3」とする。

2 対象教職員数

308人（令和元年11月1日時点）
（内訳：常勤教職員127人、非常勤教員108人、非常勤職員73人）

3 契約期間

令和2年（2020年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

4 納入期限

令和2年（2020）3月31日

※「納入」とは、ライセンスの調達（プログラム承諾書の納品）に加え、5に記載した構築支援作業等、全ての要求事項を完了し、本学がMicrosoft 包括ライセンスを円滑に利用することが可能な状態とすること。

5 構築支援作業

Microsoft 包括ライセンスによる運用環境構築に関して、次に掲げる支援作業を行うこと（※各項目とも詳細は別途指示する。）。作業実施場所は、原則として本学（熊本市東区月出3丁目1番100号）とする。

なお、項目以外の作業を行う必要がある場合は、あらかじめ本学の承認を得ること。

（1）Microsoft ライセンス契約支援

Microsoft 社から送付される契約に関する連絡事項等について本学に説明のうえ、円滑に手続きが実施できるよう主に以下の項目を支援すること。

- ①契約時の電子署名
- ②VLSC（ボリュームライセンスサービスセンター）更新
- ③本学で利用中のテナントに対する契約期間中のライセンス適用

（2）Office365 サービス運用支援

- ①アカウント関係
 - ・管理者アカウントへの多要素認証を利用可能とし、利用するにあたっての手順書を提供すること
 - ・セルフサインアップによるユーザアカウント登録機能を停止すること

②ライセンス関係

- ・ライセンス割当の業務負担を軽減するため、ユーザへのライセンス割り当てを自動化すること
- ・ユーザの身分区分毎に利用できるサービスに制限をかけること

6 留意事項

以下の点に留意すること。

(1) 基本事項

- ア 作業内容を事前に本学に対して説明すること。
- イ 作業実施前後には本学に対して口頭で報告すること。
- ウ 作業は安全に配慮し、本学ネットワークの正常な運用に影響を及ぼさないこと。

(2) 仕様変更等

- ア 仕様変更
やむを得ない事情により、本仕様書に記載されている内容と異なる仕様とする必要がある場合には、あらかじめ本学の承認を得ること。
- イ 記載外事項
本仕様書に記載されていない事項については、本学の指示に従うこと。
- ウ その他
本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、本学と協議すること。

(3) 瑕疵担保期間

瑕疵担保期間は令和2年(2020年)6月30日までとし、責任を持って対応すること。

(4) 損害の補償

本作業において既設設備への不具合、破損等の損害が生じた場合、受託者の責任において作業前の状態に復旧させること。